

働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、働き方の新しいスタイル実践モデル創出補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成18年山口県規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この補助金は、新型コロナウイルス感染症流行等に対応した「働き方の新しいスタイル」の地方型モデルを創出することにより、県内中小企業者の「働き方の新しいスタイル」の実践・定着を図ることを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 県内に事業所を有し、常時雇用する労働者が2名以上の中小企業等（別表1に定める者）
- (2) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又はその統制下の団体でないこと。
- (3) 県税の滞納がないこと。
- (4) 過去3年間に労働関係法令に違反する重大な事実がないこと。

(交付の対象等)

第4条 補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が実施する「働き方の新しいスタイル」の地方型モデル創出に必要な事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は、交付の対象外とする。

- (1) 規則第3条第1項の申請書の提出時において既に着手されている事業
- (2) 他の補助金等の交付を受けて行われる事業（交付の対象となる経費が重複するもの。）

3 補助金の交付の対象となる経費の区分、補助率及び交付額は、別表2のとおりとする。

(交付の申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 規則第3条第1項の知事が定める期日は、別途通知する日とする。

(交付の条件)

第6条 知事は、規則第4条第1項の規定により補助金の交付の決定をするときは、補助事業が当該年度の2月末日までに完了することをその条件とする。

2 前項の規定は、規則第4条第3項の規定により条件を追加して付することを妨げるものではない。

(補助事業の変更等に係る承認の申請等)

第7条 規則第8条第1項の申請書は、別記第2号様式によらなければならない。

2 規則第8条第1項ただし書の知事が定める軽微な変更は、次の各号に定めるもの以外の変更とする。

- (1) 補助金の増額を伴う変更
- (2) 補助金の20%を超える減額を伴う変更

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は、別記第3号様式によらなければならない。

2 第1項の実績報告書は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(財産の管理等)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、取得財産管理台帳（別記第4号様式）を備え、管理しなければならない。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月20日から施行する。

別表 1 (第 3 条関係)

業種分類	資本金・従業員の規模
① 製造業、建設業及び運輸業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
② 卸売業	資本金の額又は出資の総額が 1 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
③ サービス業(ソフトウェア業、情報処理サービス業及び旅館業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 100 人以下の法人及び個人
④ 小売業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 50 人以下の法人及び個人
⑤ ゴム製品製造業(自動車及び航空機用のタイヤ及びチューブの製造業並びに工場用ベルトの製造業を除く。)	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 900 人以下の法人及び個人
⑥ ソフトウェア業及び情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑦ 旅館業	資本金の額又は出資の総額が 5,000 万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 200 人以下の法人及び個人
⑧ その他の業種	資本金の額又は出資の総額が 3 億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が 300 人以下の法人及び個人
⑨ 医療法人、社会福祉法人、学校法人、農事組合法人、農業法人	常時使用する従業員の数が 300 人以下の者
⑩ 中小企業支援法第 2 条第 1 項第 4 号に規定される中小企業団体	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑪ 特別の法律によって設立された組合及びその連合会	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑫ 財団法人及び社団法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者
⑬ 特定非営利活動法人	業種分類①から⑧までの区分に応じ、①から⑧までの従業員の規模以下の者

別表 2 (第 4 条関係)

補助金の交付の対象となる経費の区分		補助率	交付額
謝 金	地方型モデル創出に必要な専門家等からの指導を受ける際の専門家謝金	1 / 2	左欄の「補助金の交付の対象となる経費」の実支出額（消費税及び地方消費税は除く。）の合計額に、左欄の補助率を乗じて得た額と、次の額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、算出された額に千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。 ・ 上限額 中小企業等 300 万円
旅 費	地方型モデル創出に必要な専門家等からの指導を受ける際の専門家旅費		
研 修 費	地方型モデル創出に関連する専門知識の習得や技術の向上を図るための研修会の参加や開催等に要する経費		
機器設備費	地方型モデル創出に必要な機器設備、ソフトウェア等の購入・導入、設置・設定に要する経費		
原 材 料 費	直接仕様する主要原料、主要材料、副資材の購入に要する経費		
使用料及び賃借料	地方型モデル創出に必要な会場借料等に要する経費		
外 注 費	補助事業者が直接実施することができないもの、適当でないものについて、他の事業者を外注するために必要な経費		
消耗品費	地方型モデル創出に必要なもので、備品に属さないものの購入に要する経費		
そ の 他	地方型モデル創出を実施する上で特に必要と認められるもの		